

会計学2 第12回 近年の会計トピック

EUにおける同等性評価と わが国の制度的対応

講義の目的

- EUの同等性評価を素材として、基準調和化へのわが国の制度的対応を概観し、その現状と課題を整理・検討する。
- 「法制度」の形成・変化に焦点を当てる。

講義の構成

1. 同等性評価をめぐる諸状況
2. 主たる論点の検討 (現状理解)
3. わが国の今後の課題と展望 (観察予測)
4. おわりに

1. 同等性評価をめぐる諸状況

1.1 同等性評価の実施に至る経緯

- 2000.6 財務報告戦略
- 2002.7 IAS指令
- 2003.11 目論見書指令
- 2004.6 ECがCESRに同等性評価を要請
- 2004.12 透明性指令
- 2005.6 CESR技術的助言
同等性条項の適用は2009年まで延期

1.2 CESRによる同等性評価

表3 第三国基準に対して要求された補完措置とその件数

	カナダ基準	日本基準	米国基準
開示A 第三国基準に準拠した開示を拡張する定性的および/または定量的な追加開示。	7	13	8
開示B 事象または取引がIAS/IFRSに準拠して会計処理されたとすれば、当該事象または取引にどのような影響があるかの定量的な開示。	5	9	9
補完計算書 第三国基準に準拠して作成・表示されるプロフォーマの計算書であるが、第三国基準のもとでは完全に適用されていないIFRSを考慮した修正再表示を含む。	1	3	1
今後の検討事項	1	1	1

1.2 CESRによる同等性評価(つづき)

表2 日本基準と米国基準に共通して要求された補完措置の対象項目

開示A	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式報酬(IFRS2) - 日本基準ではED3, 米国基準ではSFAS123Rを評価対象とした場合 2. 原価基準で表示された少数株主持分(IFRS3) 3. 段階的取得(IFRS3) 4. 従業員給付(IAS19) 5. 減損の戻入(IAS36) 6. 廃棄費用(IAS37) 7. 投資不動産(IAS40)
開示B	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式報酬(IFRS2) - 日本基準では現行基準, 米国基準ではSFAS123を評価対象とした場合 2. 交換日(IFRS3) 3. 取得した研究開発(IFRS3) 4. 負ののれん(IFRS3) 5. 後入先出法の採用(IAS2) 6. 会計方針の統一(IAS28) 7. 減損テスト - 割引前将来キャッシュフロー-(IAS36) 8. 開発費用の資産化(IAS36) 9. 農業(IAS41)
補完計算書	連結の範囲(支配の定義 適格SPEが含まれていない)(IAS27)
今後の検討事項	金融商品(IAS39) : 開示Aとなる可能性がある。

1.2 CESRによる同等性評価(つづき)

- 証券規制導入プロセスのレベル2の作業として実施
導入プロセスの4段階
レベル1 指令・規則による基本原則の設定
レベル2 実施措置に関する技術的助言
レベル3 各国監督者の協力関係の強化
レベル4 執行
- 3カ国の基準は「総じてIFRSと同等」とされたが、その条件として表1に見るような26の補完措置が要求された。
- 日本基準と米国基準に要求された補完措置は18項目で共通(表2)。日本基準と米国基準のコンバージェンスの現状。

7

1.3 わが国の対応

- 金融庁[2004][2005], 企業会計審議会[2004][2006], 経済産業省[2005], ASBJ[2004][2005], JICPA[2004][2005], 日本経済団体連合会[2006]等。
- [主張] 日本基準の同等性を認めること, 補完措置は最小限にとどめること。
- [理由] 日本基準は国際的に遜色のない基準として整備されている(基準内容), 数値情報による補完措置は日本企業に多大なコスト負担を強いる(同等性評価の経済的影響)。

8

企業会計審議会[2004]

- IFRS準拠の財務書類をわが国の制度上どのように位置づけるかを検討。
- セカンダリーでの開示には「従来の考え方」(実績主義)で, プライマリーでの開示には市場主義で, それぞれ対応することを提案。

9

従来の考え方(実績主義)

1. 日本市場の国際化に寄与。外国企業の要請(ニーズの存在 / 環境条件)。
2. 本国または第三国の市場ですでに会社の評価や有価証券の価格形成が行われており, 市場評価について裁定機能が働くことが期待される(実質要件 / 実績主義)。
3. 日本の開示基準で開示が行われるならば, 「公益又は投資者保護」の観点から問題がない(形式要件)。

10

2. 主たる論点の検討

- 2.1 同等性評価をめぐる解釈の相違
- 2.2 2種類のIFRSの存在
- 2.3 承認・執行局面でのパブリック・セクターの役割

11

2.1 同等性概念をめぐる解釈の相違

- 日本側の解釈
「同一」(identical)ではなく, IFRS準拠の財務諸表によった場合と類似した投資判断ができること。CESR[2004]で提示された同等性概念に賛同。
従来の考え方。基準の運用実績の「類似性」を重視。
- CESRの評価方法
「基準の直接比較」(direct comparison of standards)。基準の解釈や適用に係る差異を考慮することによる評価作業の煩雑化を回避できる。
個別基準の「外形的」同一性を評価。コンバージェンスと近似。

12

CESR[2005]で示された同等性概念

- 「CESRは、同等性を、同一(identical)ということではなく、投資者が類似した投資意思決定を行うのに必要なことと定義する。…市場は、会計ルールの差異に洗練された方法で対応している。つまり、投資者および市場はすべての差異に画一的に反応しているわけではないので、会計ルールのすべての差異を排除する必要はないのである。」(par.80)

13

2.1 同等性概念をめぐる解釈の相違(つづき)

- わが国の関係当局・市場関係者等は一樣に日本基準の同等性を主張。従来の考え方とも整合的。
- CESRは日本側が主張するような意味での日本基準の同等性を認めていない。コストの観点からは、同等性を否認されているも同然。「プロフォーマの補完計算書の作成は、結果的に2つの財務諸表を作成することを余儀なくさせる…」(金融庁[2005])
- 同等性の考え方が異なる。

14

2.2 2種類のIFRSの並存

- IAS規則(2002年)で示されたIFRSをEU基準として採用する条件。真実かつ公正な概観原則、欧州の公益、理解可能性等の質的特徴。
- 「承認」(endorsement)を前提とした採用アプローチ。証券監督の権限を公権力の一部として保持するがぎり当然の措置。
- IASBが設定したIFRSと、「EUで承認されたIFRS」(IFRS as endorsed in the EU)を区別。法的規範性の有無。企業会計審議会[2004]も、実績主義で対応する基準を後者に限定。
- IAS規則も、“international accounting standards”と“International Accounting Standards”を区別。前者は、IAS、IFRS、SIC-IFRIC interpretationsからなる。

15

2.3 承認・執行局面でのパブリック・セクターの役割

- 基準調和化時代の基準設定はプライベート・セクターの主導で進められるが、基準調和化の承認・執行局面ではパブリック・セクターが重要な役割を果たしている。
- EUではECとCESR、日本では金融庁・企業会計審議会、アメリカではSEC。
- アメリカでは同等性解釈に変化の予兆も見られる。調整表の解消に向けた検討作業。SECの意向。ロードマップ(2005年)。
- 市場関係者の多様な声を調整・統合するパブリック・セクターの機能。効果的ルールの形成には、市場関係者の声の考慮が不可欠。

16

3. わが国の今後の対応と展望

3.1 IFRSの制度的位置づけと同等性概念の精緻化

3.2 採用アプローチへの移行の可能性

3.3 同等性評価の法的影響

3.4 同等性否認の経済的影響

17

3.1 IFRSの制度的位置づけと同等性概念の精緻化

- 対外的対応
同等性評価に日本の主張が反映されるよう、引き続き働きかけを行うことになろう。
- 国内的対応
1.国内基準の整備。「不必要な差異の縮小を通じた会計基準の収斂」(辻山[2006])。ASBJ。
2.わが国におけるIFRSの制度的位置づけ。実績主義(セカンダリー)と市場主義(プライマリー)で対応。金融庁・企業会計審議会。

ASBJ[2004]「中期運営方針」で提示された相互承認方式(基準間の競争・淘汰を通じたコンバージェンス)。

18

3.1 IFRSの制度的位置づけと同等性概念の精緻化(つづき)

- EUへの働きかけの基本視点は実績主義。企業会計審議会[2004]の提案が整合的。
- EUで日本基準の同等性が(実質的に)否認されたとしても、わが国の「従来の考え方」が継承されるならば、わが国はセカンダリーでの開示に実績主義で対応することになる。
- 実績主義にもとづくわが国の同等性概念の精緻化が必要。同等性評価におけるわが国の主張の反映させること、国内における外国基準への対応の基本視点を海外により説得的に説明すること、につながる。

19

3.2 採用アプローチへの移行の可能性

- 採用アプローチ
自国基準を放棄して、「国際基準をそのまま受け容れる」アプローチ。「完全な採用」。「基準適用の質」も重視。
Moving Target論がその背景に。
収斂の対象となるIFRS自体が不断に動いているので、採用アプローチに移行しないかぎり、収斂作業は永遠に終了しないとする考え方。
- 採用アプローチへの移行事例
オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、カナダ等。中国、韓国、インドが移行を検討または準備。
- IASB関係者は近年、日本にも採用アプローチを要求。

20

採用アプローチへの移行条件

- 基準のみならず、経済システム、法システム、コーポレート・ガバナンス等(メインシステム)の同等性も必要となる。制度的補完性(institutional complementarity)
- 合理的な理由のある基準上の差異は容認するべきという従来の立場(ASBJ)。「合理的な理由」(持分プーリング法の適用を必要とするような企業結合)それ自体の解消が必要となる。メインシステムの相違に由来する基準の差異の否認・解消。
- 基礎概念の相違に由来する基準の差異(「リスクからの解放」基準、のれんの規則的償却等)については、従来の基礎概念の変更(放棄)が必要となる。

21

「承認」を前提にした採用アプローチ

- 採用アプローチへの移行は、少なくとも当面は、現実性が無いと考えられる。この意味でも、「不必要な差異の縮小を通じた会計基準の収斂」が当面の現実的課題となる。
- ASBJの当面の基本方針は、「主要な市場間での基準の相互受け入れを目指す差異の縮小」(斎藤[2006])。
- しかし、採用アプローチへの移行事例がさらに広がるようであれば、わが国もある種の採用アプローチ(「承認」手続を前提にしたEU型の採用アプローチ)への移行を検討せざるをえなくなるかもしれない。部分採用(adaptation)、戦略的補完性(strategic complementarity)

22

3.3 同等性評価の法的影響

- 会社法第431条
「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」
- 論点
1. 企業会計の法的規範性の強化
2. 「企業会計の慣行」にIFRS(およびSEC基準)が含まれる可能性

23

「企業会計の慣行」の範囲

1. 企業会計原則、企業会計基準、ガイドライン
2. 例外法や特則法等で規定された会計慣行
 - IFRSに従来の立場(実績主義)で対応
 - 従来の法制度的対応を継承(証取法(金商法)・財規の「外国会社の財務書類の作成基準、規定を準用」事実上の「承認」)
 - IFRSが「企業会計の慣行」に含まれる可能性
 - 会社法規制の重要な一部を外国機関(IASB/EU、SEC/FASB)の意向に委ねる形で設定・変更する可能性

24

「承認」の論理の精緻化

1. IFRSの採用を、第三国企業に限定して認めるのか、日本企業にも認めるのか。
2. IFRSの採用を第三国企業に限定して認める場合、当該措置の合理性をどのような論理で説明するのか。

以上の議論は、日本基準の存在理由の説明ともなる。この作業は、会社法サイドの課題ではなく、企業会計サイド(とりわけ証券監督当局)の課題となろう。

25

3.4 同等性否認の経済的影響

- 数値情報による補充措置は、結果的に2つの財務諸表の作成を日本企業に強いることになる。多大なコスト負担。
- 近年、EU市場で上場を廃止する日本企業数が増大。2005年通年で16社、2006年5月まで9社。約60社のうち25社が上場廃止。齋藤[2006]。EU市場の魅力の低下。
- 日本企業の上場廃止(EU市場からの撤退)に拍車をかけることになろう。

26

3.4 同等性否認の経済的影響(つづき)

- EUが日本基準の同等性を(実質的に)否認し、日本がIFRSの同等性を容認するという事態の発生の可能性。
- 日本市場へのアクセス可能性は相対的に高まる。市場間競争の観点からすれば、日本に有利な状況。
- そうした状況下で、日本市場のパフォーマンスがEU市場のそれと同等以上であれば、それはEU市場で**基準の過重負担問題**が生じていることを示唆するものとなる。EUの同等性評価に対する経験的的回答。

27

会計規制(ルール設定)の評価

- わが国の国際的ポジション、国内の経済社会的コンテキストに適合した形で、日本市場の規律をさらに高めることが求められる。CESR[2005](par.153)には1990年代の会計不正(飛ばし)への言及も見られる。
the existence of a large amount of off-balance debts through the use of special entities ("paper companies" or so called "**Tobashi**") was pointed out...
- 基準の同等性評価やコンバージェンスが、市場の健全性と効率性の維持改善を目的とする以上、これら施策の結果の良否は究極的には市場のパフォーマンスの良否で評価されることになろう。
- その意味で、基準それ自体の評価も、投資者の選好に委ねられている。

28

おわりに

- アメリカ・EU・日本の三極体制のもとで、アメリカとEUが相互に同等性評価を実施(第三国基準に補充措置を要求)。
- 日本は双方に受動的対応(挟撃)。最悪の場合、日本企業は3種類の基準に準拠した開示を強いられる可能性もある。金融庁[2005]
- 当面、採用アプローチへの移行は考えにくい。基準とメインシステム(経済システムやコーポレート・ガバナンス等)の同時的収斂、国内資本市場の競争力強化が、これまで以上に求められている。

29